

平成23年 第3回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成23年9月7日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 局長補佐 植田知孝君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 取田弘之君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 高村吉彦君
秘書広報課長 寺田元昭君	監査委員 檜宏君

教育委員長	川本益弘君	教育長	片倉照彦君
教育部長	福井良昌君	会計管理者	小泉義次君
選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君	農業委員会 事務局長	住井康典君

---

平成23年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月7日（水曜日）

- 開 会（午前10時）
  - 町長招集挨拶
  - 会期の決定
  - 会議録署名議員の選出
  - 現金出納検査の結果報告
  - 休 憩（日程の説明）
  - 同 第2号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
    - ・提案理由の説明
    - ・採決
  - 発議案の一括上程（発議第8号より発議第9号までの2議案について）
    - ・趣旨説明
    - ・質疑
    - ・討論
    - ・採決
  - 報 第8号 平成22年度田原本町健全化判断比率の報告
  - 報 第9号 平成22年度田原本町資金不足比率の報告
  - 議案の一括上程（報第10号より認第1号までの11議案について）
  - 町長より提案理由の説明
  - 散 会
- 

本日会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより平成23年田原本町議会第3回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成23年田原本町議会第3回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、去る3月11日発生しました東日本大震災、続く原発事故より半年が過ぎようとしております。新政権により日々復興は進められておりますが、原発事故の影響は日本経済はもとより、日本人全体の社会生活、健康問題に長期的に影響を及ぼすものと思われまます。

そのような中、先週末より接近しておりました台風12号は紀伊半島に甚大な被害を与えました。奈良県においても五條市、十津川村では4の方が亡くなられ、20人が今なお行方不明、多くの住民が救援を待っておられると報道されております。本町においても40時間近く大雨警報等の発令があり、5つの班で構成する予備動員体制が一巡する状況となりました。事前に連絡方法の確認や土のうの準備や配付を行い、人的・物的な損害の発生がほとんどなかったことを幸いであると感じているところでございます。

今期定例会におきましては3件の報告事項及び11議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単

ではございますが開会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

---

### 会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から16日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は16日までの10日間と決定いたしました。

---

---

### 会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

11番、松本美也子議員、12番、小走議員、13番、吉川議員、以上の3名の方をお願いをいたします。

---

---

### 現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る6月27日、7月25日、8月25日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する5月31日、6月30日並びに7月31日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と

符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

---

午前10時05分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

---

同第2号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求める  
ことについて

○議長（松本宗弘君） 同第2号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を  
求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第2号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を  
求める。

平成23年9月7日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字新木1番地の144

氏 名 <sup>ごとうだ</sup>後藤田 <sup>かずこ</sup>和子

生年月日 昭和18年9月12日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第2号、教育委員会の委員の

任命につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字新木1番地の144、後藤田和子氏、昭和18年9月12日生まれを適任者として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、後藤田和子君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第2号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、後藤田和子君に同意することに決しました。

---

発議案の一括上程（発議第8号より発議第9号までの2議案について）

○議長（松本宗弘君） 発議第8号、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書及び発議第9号、原子力発電からの撤退を求める意見書の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第8号、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書及び発議第9号、原子力発電からの撤退を求める意見書の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、発議第8号及び発議第9号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第8号について、5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきました意見書、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

3月11日の東北大震災以後、学校施設についてはいろいろな意見が出てまいりました。機能もそうですし、施設もそうです。

そこで、この7月、文部科学省大臣官房文教施設企画部というところが、この学校施設の整備について緊急提言をいたしました。

これは従来の学校施設というのは、生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすことから、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要であるということは、もちろんご存じだと思います。そして、この応急避難場所としての施設機能に支障が生じたりするなど、従来想定しなかったことが、この大震災で新たな課題として見られたところでございます。

そこで、このことを踏まえて、7月7日に検討会として緊急提言を取りまとめたわけでございます。

そしてその骨子というのが、1つには、学校施設の安全性の確保や、それから地域拠点としての学校施設の機能の確保、そして電力供給力の減少等に対応するための、学校施設の省エネルギー対策、この3点はその骨子となっております。

これらを受けて、やはり学校に関しては、早急に何らかの形で対応していかなければならないということで、文部科学省もそれを受けて、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されております。

そこで特に次の3点を意見書としてまとめさせていただいております。

1つ、新增改築時のみ整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備

整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。

1つ、制度創設にあわせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。

1つ、学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

この3つが意見書の項目でございますが、前回、6月のときにも学校の防災設備については意見書として提案させていただきました。それは従来ある部分での拡充ということで提案させていただいたんですけども、それでは当てはまらない部分が今回7月の提案で出てきており、より充実した防災機能が必要ということで緊急提言され、そして文部科学省もそういう発想が必要であると述べられております。したがって意見書に述べたごとく、学校の防災機能向上のために、この意見書を提出させていただきました。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位におかれましては、この趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本宗弘君）　続きまして、発議第9号について、9番、吉田議員。

（9番　吉田容工君　登壇）

○9番（吉田容工君）　おはようございます。まず、私はこの場所をお借りしまして、先の台風12号で被害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げさせていただきたいと思っております。重ねまして、先ほど町長がおっしゃいましたように、この3日間、48時間ぐらいにわたる緊急出動でご苦勞いただいた職員の皆様に敬意を表すものがあります。

それでは発議第9号、原子力発電からの撤退を求める意見書の提案理由を申し上げます。

環境省はホームページに「環境放射能水準調査結果」というのを明らかにしています。その中に、4月中に奈良市に降り注いだ放射性セシウムは1平方キロメートル当たり4.5ミリベクレルです。そう報告されています。和歌山市では8.1ミリベクレル、高知市は34ミリベクレルです。

福島原発から放出された放射能は日本全国に降り注ぎました。本町にお住まいの娘さんは、東京のお姉さんに野菜を今でも送っておられるとおっしゃっていました。いつ終わるかわからない放射能汚染に全国で不安が広がっています。昨日も除染装置が止まりました。水で冷やすことができなくなると再び放射能が大気中に放出されます。まだ事故は終わっていません。

スリーマイル島での事故では、建屋撤去まで14年という歳月がかかりました。また、原子力発電所が発電すると高濃度放射性廃棄物、いわゆる死の灰がつくり出されます。原子力発電環境整備機構（NUMO）のホームページに、その処分方法が書いてあります。

まず、ガラス固化体に加工し、それを鉄製の容器に入れ、さらに粘土に包み、地下300メートルの岩盤の中に格納する。その注釈に「高レベル濃度廃棄物は放射能が高く発熱が大きいことから、ある程度減衰するまでの期間、少なくとも1000年間管理しなければならない」と書いてあります。

1000年間もの後生に負担をかけることになります。しかも現時点で日本ではガラス固化体に加工する技術は確立されていません。そのため全国で1万3,000トンもの死の灰がたまっています。福島原発にも使用済核燃料が原子力発電所の一角にプールをつくり保管されていました。あと一、二年すると保管場所がなくなるそうです。今、原子力発電で発電し、快適な生活を送って、そのつけを後生に押しつける、こんなことが本当に許されるのでしょうか。今、考えるときです。

福井県には15基の原発があります。福井県が発表している数字では、2009年度に福井県内の原発で被爆された原発従事者は2,300人です。全国では1万8,604人です。毎年これぐらいの被爆者を生み出しながら、原子力発電が行われています。そして活断層の近くに建っている原子力発電所が多くあることから、原子力発電所近くの住民の皆さんは放射能の危険におののきながら生活されています。

原子力発電所を止めたら、産業・生活が成り立たないという主張もあります。果たして経済活動は生命の危機より優先されるべきものでしょうか。

福島第一原子力発電所の事故は、原発は安全ということが神話であったということを教えてくれました。危険なものであるとわかった以上、原子力発電に頼らない社会をつくっていく決意を固めることが大切です。まず、核の脅威から命や国土、人類の共有財産である自然を守るという理念を明確にし、原発に頼らない国にしようと本町から声を上げていこうではありませんか。

原子力発電所が危険なものであると理解されている議員の皆さんが賛同していただくことを求めまして、提案理由の説明といたします。

○議長（松本宗弘君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） ただいまの原子力発電からの撤退を求める意見書に対して反対討論をさせていただきます。

ご指摘のように原発事故、大きな被害を起こしました。確かに事が起これば非常に危険であると。できればないほうがいいというのは、そのとおり確かにそういうことだろうと思います。

しかし、原発が我が国の技術革新や経済発展に果たしてきた役割は非常に大きなものがあります。今回の事故は我が国の緊急時の備えが不十分であったことを示し、膨大な損害をもたらしたが、それをもって原電そのものの必要性・有用性を否定することはできないと思います。

今回の事故、確かに災害に遭われて何千という方の命が亡くなりました。ただ、この原発で被爆をしてなくなられた方、これは一人もいらっしやらないですね。

「脱原発」は原電を悪として敵視するものであり、経済への影響も無視し、原電を廃止せよとしている。その先にあるのは、日本衰退でしかないではありません

か。原電をやめても日本の電力は賄えるのでしょうか。この根拠は何もありません。止めれば、当面火力発電を増やすしかなく、原油・天然ガス・石炭の輸入量が増えます。今のままの価格で単純計算すれば4兆円もの国民の財産が産油国に支払われることになります。しかも既に天然ガスの価格は2割も上昇しています。

また、新興国や再開発途上国を含め、電力需要は増すばかりでございます。さらなる価格の上昇が予想されるどころです。化学燃料に依存することは地球温暖化防止にも逆行することでございます。鳩山元首相が約束した25%削減は実現できるはずもないことでございます。排出量削減ができなければ、他国から排出権を購入しなければなりません。原発をやめ、自家発電等を増加すれば、他国に支払うお金が数兆円になるということです。我が国の稼ぎ頭の自動車産業も円高と相まって、海外進出を早め、原発をやめることが我が国の国力の衰退につながりかねません。我々は貧困の道を国民に押しつけることになりかねません。

エネルギーは食料と同じで、国の生命線でございます。過去、スーダンの内戦、イラクのクウェートの侵攻、フォークランドのアルゼンチンとイギリスの戦争も、すべて石油が原因でございます。今、南シナ海がもめているのも石油・天然ガスであります。エネルギーは昔から戦争の原因になっているわけです。自然エネルギーを省エネだけで乗り切れるのか。拙速に「原発から撤退を」と言うべきではなく、議論を尽くし、国の将来、経済もあわせて慎重に議論し合い進めていくべきことであらうと思います。拙速に撤退を求める意見書には反対でございます。

以上、ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 原子力発電からの撤退を求める意見書に賛成する立場で発言させていただきます。

これは福島原発事故で被災された人々の声です。

「周りに放射能があるというストレスで押し潰されそう」「毎日、毎日、放射線量の数値に脅えるのは、もう限界」、またある人は、「原発事故で家族がバラバラになった。いつになったら帰れるのか。帰っても生活できるのか不安は募るばかり」。

このように東日本の人々は、地震、津波、そして放射線と3重の苦しみに耐えな

がら頑張っておられます。

放射線被曝は将来にわたって、人間の命と健康を脅かし続ける危険があり、その正体は目に見えないものだけに、人々はより不安におののいています。この日本は世界有数の地震国、津波国であるのに、こうした危険性を持つ原発を集中立地することは危険極まりないことです。

発電の方法は太陽光、中小水力、地熱、風力、有機性バイオマスなど、選択肢はたくさんあります。原発に頼らなくても日本は十分やっていけるという学者や、そういう説もあります。原発を今すぐ撤退させることは無理ですが、5年から10年を目標に原発から撤退するプログラムを国が策定すべきだと思います。

今こそ私たちのこの国は原発にかかる自然エネルギーの大きな可能性に挑戦し、本格的に導入するときではないでしょうか。

この原子力発電からの撤退を求める意見書に、各議員の皆様方のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第8号、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書への賛成討論をさせていただきます。

東日本大震災を経験し、大規模災害が発生した場合、避難場所に外部からの支援がなかなか届かないなど、多くの課題が明らかになりました。

その中で避難場所を単なる待避先というものから、当分の間、命を支える場所へと質的に高めることが重要になってきました。文部科学省は、5月24日、小中学校の耐震化を5年以内に完了することと、応急避難場所としての役割を充実するための支援策を発表しました。

ところが防災機能強化への国庫補助対象は、新築あるいは大規模増改築の場合に限定されています。本町においても、校舎の耐震改修が進んでいます。既に耐震改修済校舎の防災機能強化を進めるためにも、本件意見書を提出することに賛成いたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第8号、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第9号、原子力発電からの撤退を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

---

報第8号 平成22年度田原本町健全化判断比率の報告

報第9号 平成22年度田原本町資金不足比率の報告

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第8号、平成22年度田原本町健全化判断比率の報告、報第9号、平成22年度田原本町資金不足比率の報告についての2議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第8号及び報第9号の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第8号及び報第9号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町

長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成23年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項について概要の説明を申し上げます。

報第8号及び第9号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

本町の平成22年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも赤字額がないため、該当なしとなります。また、実質公債費比率は11.4%、将来負担比率は66.3%となりました。

前年度と比較すると、実質公債費比率は公債費が償還のピークを過ぎ減少傾向にあることと、普通交付税額等の増加などにより0.7ポイント、将来負担比率は地方債残高の減少や、財政調整基金等の残高などの増加などにより15.5ポイント、それぞれ改善されております。

これら健全化判断比率の財政4指標は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じていないため、該当なしとなり、これについても経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなかよくわかっていないので、質問が的を射ているかわかりませんが、資金不足比率の報告、ここで水道事業会計が資金不足比率はないよと、十分お金があるよという報告でした。

ところが田原本町は、今月検針分から来月集金する水道料金を赤字のために値上げをされました。その点ではお金が余ってるんだったら、なぜ値上げだということになりますので、これだけを住民の皆さんに発表したら理解できないということに

なろうかと思います。

その点で、この資金不足比率の報告とともに、水道事業会計がなぜ値上げをしなければならなかったのかということの説明いただきたい。（傍聴席より拍手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 静かにしてください。

副町長。

○副町長（石本孝男君） 今の吉田議員のご質問の、資金不足比率とのご質問でございますが、現金収支のようなことじゃなくって、議員ご存じのように流動負債なり、それから流動資産なりの差額をもって数値を出すということでございますので、示されています資金不足比率の数値が出ないということで、資金不足比率がないという報告になっております。

それから水道料金の改定の面でございますが、これにつきましては、過去の議会においてもご議論いただいてやったところでございますけれども、従前からの投資並びに今後の施設整備等の投資費用並びに供給水量等々の関係から、将来的な収支が今現在も実質的な資金収支では、今申しております資金不足比率じゃなくって、現実には現金収支で不足が生じておるというところがございまして、将来にわたっても、その累積赤字の改善が見込めないというところから水道料金の改定をお願いしたところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 事務的に事を運んでおられると私は思うんですね。この資金不足比率はこうして求めますからこうですよと。で、実際は水道会計は大変ですよということだろうと思うんですよ。

ただそれを、例えば並べて広報に載せた場合に住民の皆さんは理解できないと思うんですね。その点では、例えば資金不足比率が資金不足がないよと言っていますが、これはこういうことですよと、それで実質はこうですよという説明をつけてこそ初めて理解されるし、それだったら私たちが将来のためにも水道料金を負担しましょうという合意になると思うんですね。

このままいきますとね、「何でや」ということだけが残ると。その点では、この議会で説明できないというのが、そこはちょっと寂しい話ですけども、もう少しそ

の辺の関係をですね、制度が違うと言うんだったら、こういうことでということ  
説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） ただいま説明させていただいたことが不十分だったよう  
でございますけども、先ほど申しましたように、資金不足比率の出し方につきまして  
は、ちょっと正式な名称を申し上げないといけませんので。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」という法律で算定方法を定めてお  
ります。その中で先ほど申しましたように、流動負債、それからそれに充てました  
地方債の現在高から流動資産の額を引くと、その額があれば資金不足になっておる  
という計算式が国のほうで定めておるわけでございます。それにのっって、全国  
地方公共団体がこの計算をさせていただいて提出するという形になっています。

それと流動資産にしましても、直ちに現金ベースになるものではないというこ  
ろで、吉田議員がご指摘の水道の実質会計とのギャップが発生しているというこ  
とでございます。

○議長（松本宗弘君） 今の答弁でわかりますか。（「全然わかりませんが、  
できるのかどうかわかりませんが」と吉田議員呼ぶ）

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、何のためにこの資金不足比率というのを出してい  
るかということですよ。資金不足比率というのは、これが、例えば幾らかになっ  
たら、まあこれは20%ですか、経営健全化しないといけないと、改善しないとい  
けないというふうに計画が強制されるわけですよ。ですからこれが、資金不足比  
率が発生して高くなってきたらですね、それは問題だなという判断資料なんですよ。  
その判断資料を全く問題ないですよという形で発表しておいて、いや、実際にはお  
金が足りませんと言っているわけですよ。

だからそれはね、まあここで副町長が説明できないかもしれません。しかし、1  
0月広報には、この数字を発表されると思います。そのときには、こういうこと  
で資金不足比率はゼロだけでも、実際は隠れたところに資金不足が発生しているん  
だということをちゃんと書いて報告しないとね、これは住民の皆さんが納得され  
ないし、反対に住民の皆さんを馬鹿にしているということになるのと違うかと思  
うんで

すね。その点では、この場で説明できるのなら説明してください。それともできないなら、この今議会中に説明してください。それでもだめなら10月広報でちゃんとわかりやすいような報告をしてください。もしできるのであれば、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 確かに今議員申されたように資金不足比率というのは、水道全体に対します事業規模に占めます資金不足の割合を示すという一定の係数比較の数字でございます。そこで分子となります資金不足額は、先ほどから申してますように流動負債なり、それから地方債の現在高と流動資産との差をもって示すという計算式になっておりまして、その結果としての数字が出てこなかったということ、収支の中でそれが出なかったと。収支というか、その数字の中で出なかったということでございます。

それと今ちょっと手元に細かい資料を持っておりませんので、申しわけございませんが、水道料金の改正に当たっては、将来的な実質的な起債の年々の償還でありますとか、それからそれぞれの費用等が収入に対して不足するというところで説明申し上げたところでございます。

子細な説明につきまして、確かに議員おっしゃるように、資金不足比率がないのであれば収支がいいんじゃないかというふうな捉え方もされるということも考えられるところでございますので、資金収支比率とはいかなるものなのか、また今の水道の現状、これはまあちょっと時期は忘れましたが、先般広報にも水道料金の改定についてご説明申し上げたところでございますが、それも踏まえまして説明する形をとらせていただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第8号、平成22年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第9号、平成22年度田原本町資金不足比率の報告については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第10号より認第1号までの11議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きます。報第10号、田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第10号、田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成23年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、報第10号、田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことにより、体育指導委員がスポーツ推進委員と名称変更されたことによる改正で、施行日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成23年8月24日付けで専決処分したものでございます。

次に、議第37号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額が5,955万円の増額で、予算総額は103億8,130万

3, 000円となります。

補正の内容といたしまして、第2款総務費、84万円の増額は、固定資産税等に対する過誤納付金還付請求、固定資産評価審査決定に対する取消請求各控訴事件について、最高裁判所の決定により勝訴が確定したことによる弁護士への成功報酬であります。

第3款民生費、653万2,000円の増額は、福祉医療に係る県支出金の精算による返納金並びに県の安心こども基金特別対策事業を活用して、庁舎及び保健センターの一角にキッズコーナーを設置するものなどでございます。

第4款衛生費、127万8,000円の増額は、一定の年齢を対象とした大腸がん検診の助成に要する事業費でございます。

第5款農林水産業費、4,190万円の増額は、国の戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業及び県の水と農地活用促進事業を活用した農業基盤整備に要する事業費であります。

第7款土木費、900万円の増額は、国の社会資本整備総合交付金事業を活用した橋りょう長寿命化修繕設計の委託料でございます。

財源は、国庫支出金、県支出金、分担金及び繰越金でございます。

次に、議第38号、平成23年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額76万5,000円の増額で、予算総額は33億2,238万2,000円となります。

補正の内容といたしましては、レセプト電算処理システムのコンピュータソフト改修業務委託料及び国庫支出金の精算による返納金でございます。

財源は、国庫支出金及び繰越金でございます。

次に、議第39号、平成23年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額2,354万5,000円の増額で、予算総額は20億3,447万4,000円となります。

補正の内容といたしましては、国庫支出金等の精算による返納金でございます。

財源は、繰入金及び繰越金でございます。

次に、議第40号、田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、調和のとれた良好な都市環境を形成するとともに、地区計画の

実効性を担保することを目的に、建築基準法第68条の2の規定に基づき「田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を定めるものでございます。

次に、議第41号、田原本町税条例の一部を改正する条例及び議第42号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、個人住民税に係る上場株式の配当所得等に対する軽減税率の特例を2年間延長することや寄附金控除の適用下限額の引き下げ、また、都市計画税の課税標準の特例における条文整備等をいたすものでございます。

次に、議第43号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、学童保育所運営に指定管理者制度の導入を図り、入所について小学校3年生までを4年生までに拡大することや、開所時間の延長に伴う保育料を改定するものでございます。

次に、議第44号、田原本町保健センター等改修工事請負契約締結につきましては、奈良県健康づくりセンター内に、現在の保健センター及び磯城休日応急診療所を移転するための改修工事で、契約金額1億6,437万150円で浅沼組・崎山組特定建設工事共同企業体、代表者、奈良市油阪町14番地 住友生命奈良ビル、株式会社浅沼組 奈良営業所所長 大西宏次、構成員、橿原市南八木町2丁目3の35、株式会社崎山組 代表取締役 寄山雅由と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第45号、区域外の公の施設の設置及び利用につきましては、公共下水道事業において、田原本町大字松本459番地の5から459番地の33までの施工に伴い、三宅町大字上但馬668番地の2の県道桜井田原本王寺線及び668番地の3の三宅町町道に田原本町公共下水道施設を設置することから、地方自治法第244条の3の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

各会計の決算の概要でございますが、一般会計は、歳入総額106億6,841万9,000円で、歳出総額101億1,279万2,000円となり、歳入歳出差引額は5億5,562万7,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源2,771万1,000円を除く実質収支は5億2,791万6,000円であります。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入総額が33億9,860万9,000円で、歳出総額は31億3,232万9,000円となり、歳入歳出差引額は2億6,628万円となりました。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額が731万3,000円で、歳出総額は710万2,000円となり、歳入歳出差引額は21万1,000円となりました。

次に、公共下水道事業特別会計は、歳入総額及び歳出総額は同額の16億5,718万円となり、歳入歳出差引額はゼロでございます。

次に、老人保健特別会計は、歳入総額が302万9,000円で、歳出総額は253万1,000円となり、歳入歳出差引額が49万8,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が3億1,546万9,000円で、歳出総額は3億1,515万4,000円となり、歳入歳出差引額は31万5,000円となりました。

次に、介護保険特別会計は、歳入総額が19億9,785万9,000円で、歳出総額は19億8,404万円となり、歳入歳出差引額は1,381万9,000円となりました。

次に、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計は、歳入総額が1,384万6,000円で、歳出総額は1,230万5,000円となり、歳入歳出差引額は154万1,000円となりました。

次に、水道事業会計は、収益的勘定による収入総額が7億4,313万8,000円、支出総額は7億5,963万4,000円で、消費税を差し引いた純損失は2,664万7,000円となり、前年度からの繰越欠損金2億4,034万3,000円を加えた当年度末における未処理欠損金は2億6,699万円となっております。

資本的勘定は、収入総額が1億4,144万9,000円、支出総額が3億6,

568万3,000円となり、収入支出差引額は2億2,423万4,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしております。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前10時54分 散会